外国事情

中国の2021年中央一号文件のポイント

主事研究員　王　雷軒（Wang Leixuan）
主任研究員　若林剛志

〔要　　旨〕

中央一号文件は、その年に最初に打ち出される最も重要な政策文書であり、2004年以降18年連続で三農（農民・農業・農村）問題を主題としている。中国の農政や農業・農村事情についての理解を深めるうえで重要なこの文書のうち、本稿では、21年２月21日に公表された最新の中央一号文件の概要を紹介する。これにより、21年および向こう５年間の中国農政の政策目標、具体的な取組方針や特徴をつかむことを目的とする。

目　次

はじめに
1　中央一号文件の概説
2　2021年中央一号文件のポイント
（1）　一般要件（総体要求）
（2）　貧困脱却の成果を固定化し、発展させ、農村振興と有機的に結びつける
（3）　農業の現代化推進の加速
（4）　農村建設行動への注力
（5）　共産党による「三農」工作の全面領導の強化
3　2021年中央一号文件の特徴
おわりに

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

はじめに

中央一号文件（以下「文件」という）は、その年に最初に打ち出される最も重要な政策文書である。そこでは、2004年以降18年連続して三農（農民・農業・農村）問題を主題としている。中国の農政や農業・農村事情についての理解を深めるうえで重要な政策文書であり、本稿では21年２月21日に公表された21年文件の概要を紹介し、その特徴を提示する。このことによって、21年および向こう５年間の中国農政の政策目標、具体的な取組方針や特徴をつかむことを目的とする。

本稿の構成は以下のとおりである。第１節では、三農問題を主題とした文件の変遷を概説する。続く第２節では、21年文件の主旨をまとめる。これが本稿の中核となる。そして、第３節では、それを踏まえ、21年文件の特徴を述べ、最後に、農村振興関連の近年の動きを紹介する。(注1)

（注１） 本稿では、21年文件で使用されている「郷村振興」（乡村振兴）を「農村振興」と訳した。

１　中央一号文件の概説

中国では、これまで三農に関する文件が23回発表されている。そのなかで、1982年に発表された「全国農村工作会議紀要」が最初のものであったと言われている。(注2、3) これ以降、三農を最重要課題とする文件は86年まで５年連続で発表された。これらのなかに示されている農地の各農家請負制度の導入などは、食糧不足問題を解決し、農業・農村の活力を引き出してきた。

その後は、都市や工業の発展を優先した政策を進めていたこともあり、87年から03年まで三農関連の文件を策定しなかった。しかし、01年のＷＴＯ加盟、４年連続の主要食糧生産量の減少（2000年～03年）、都市と農村との格差の顕在化と都市住民に比べた農家所得の低迷などを背景に、三農問題が深刻化し、03年末（04年文件）に再び三農関連の文件が公表されるようになった。それ以降18年連続で公表され、現在に至っている（第１表）。

各年の文件の主要テーマを確認すると、それは年ごとに異なっていることが分かる。04年から14年までは、食糧増産・農民増収、農業・農村基盤整備の強化等を主要テーマとしてきた。この間の文件で示された政策目標は達成されてきた一方、輸入食糧の急増や備蓄在庫の処理といった問題も抱えるようになり、15年と17年は、主要テーマとして農業の構造改革を打ち出した。18年からは、農村振興戦略を打ち出し、21年文件の表題は「農村振興を全面的に推進し、農業・農村の現代化を加速させることに関する意見」となり、農村振興を一層推し進めることを明らかにしたものとなった。

（注２） 83年の「当面の農村経済政策に関する若干の問題」を最初の文件とする見方もあり、その場合は合計22回である。

（注３） 中国語の「工作」は、仕事、任務、業務等の意味で使用される。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

第1表　三農関連の中央一号文件の主要テーマ

	公布時間	主要テーマ
82年	82年1月	農村工作
83	83年1月2日	農村経済政策
84	84年1月	農村工作
85	85年1月1日	農村経済振興政策
86	86年1月1日	農村工作手配
04	03年12月31日	農民の収入増加の促進
05	04年12月31日	農村工作の強化と農業生産力の向上
06	05年12月31日	社会主義新農村建設の推進
07	06年12月31日	現代農業の発展と社会主義新農村建設の推移
08	07年12月31日	農業のインフラ整備強化と発展、農民の収入増加の促進
09	08年12月31日	農業の安定的発展と農民の収入増加の促進
10	09年12月31日	都市･農村の一体化発展、農業･農村基盤の強化
11	10年12月31日	水利の改革発展
12	11年12月31日	農業科学技術、農産物供給保障能力の増強
13	12年12月31日	農業･農村発展
14	14年1月19日	農村改革の深化、農業の現代化の推進加速
15	15年2月1日	改革イノベーション、農業の現代化建設の加速
16	15年12月31日	発展の新理念、農業の現代化加速、小康社会の全面的実現
17	16年12月31日	農業供給側の構造改革、農業･農村発展の新エンジンの育成
18	18年1月2日	農村振興戦略の実施
19	19年1月3日	農業･農村の発展、三農工作の着実な展開
20	20年1月2日	三農領域の重点工作、小康社会の全面的実現
21	21年2月21日	農村振興、農業･農村の現代化加速

資料　各年の中央一号文件をもとに作成

2　2021年中央一号文件のポイント

21年文件の全体は、①指導思想や政策目標を示す一般要件、②貧困脱却、③農業の現代化、④農村建設行動、⑤共産党による領導の強化の５つの部分がある（第２表）。以下、約１万１千字、26の項目からなる文件の主旨をそれぞれ紹介する。

(1)　一般要件（総体要求）

一般要件（総体要求）は、指導思想と政策目標の２項目からなっている。指導思想には、中国共産党第19回全国代表大会等で確認した基本方針を踏まえ、引き続き三農問題にあたることを掲げており、農業と農村地域における優先的な発展という方針を堅持している。この方針に基づき、21年と21年から５年間の政策目標がそれぞれ掲げられている。

21年は、食糧の安定供給とそれを実現し続けるための不断の品種改良等による農産物の品質の維持および向上、食品としての安全性の向上といった生産、供給側の構造改革を進めることとしている。また、農民の収入増加率が都市住民のそれより高い状況を継続し、貧困脱却の成果については、貧困への回帰を防ぐこととしている。さらに、農業および農村の現代化を進め、貧困への回帰を防ぐ政策と農村振興政策との有機的結びつきにより、農村の活性化を図ること、農村の居住環境を改善し、農村社会の調和や安定を維持することとしている。

これに加え、25年までに農業の現代化を進め、食糧の安定供給に向けて農業インフラの刷新を図っていくこと、環境保全型農業を推進し、農村の生態環境の一層の改善を図ることとしている。農村の現代化では、利便性の高い農村生活施設整備の第一歩を実現していくこと、都市と農村における基本的公共サービスの一層の平準化を図ることとしている。また、貧困脱却の成果を固め、都市と農村の収入格差の継続的な縮小、

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

第2表　2021年中央一号文件の目次

目　次
一　一般要件（総体要求） 第１項　指導思想 第２項　政策目標
二　貧困脱却の成果を固定化し、発展させ、農村振興と有機的に結びつける 第３項　移行期間を設ける 第４項　貧困脱却の成果を固定化する 第５項　貧困脱却地域における農村振興を一層推進する 第６項　農村の低所得者への継続的支援を強化する
三　農業の現代化推進の加速 第７項　食糧と主要農産物の安定供給能力を高める 第８項　種子産業の立て直し 第９項　18億ムー（約1.2億ha）の耕地を維持する 第10項　現代農業科学技術と装備の支援を強化する 第11項　現代農村産業体系を構築する 第12項　環境保全型農業の発展を推進する 第13項　現代農業経営体系の構築を促進する
四　農村建設行動への注力 第14項　農村整備を加速させる 第15項　農村のインフラ整備を強化する 第16項　5年の間に農村の居住環境を改善する 第17項　基本的な公共サービスの質を向上させる 第18項　農村消費を全面的に拡大する 第19項　県域における都市・農村間の融合的な発展を加速させる 第20項　農業・農村の優先的発展を実現させるための「投入保障策」を強化する 第21項　農村改革を深く掘り下げて推進する
五　共産党による「三農」工作の全面領導の強化 第22項　「5級書記」体制による農村振興を推進する 第23項　党委員会農村工作領導グループと工作機構整備を強化する 第24項　党の農村組織の整備と党による農村統治を強化する 第25項　新時代における農村精神文明の形成を推進する 第26項　農村振興にかかる実施過程・実績考課関連の制度を健全化する

資料　21年中央一号文件をもとに作成

農村の文化的水準の改善により、農村住民の利益、幸福感および安全の大幅な向上を目指すこととしている。

(2)　貧困脱却の成果を固定化し、発展させ、農村振興と有機的に結びつける

貧困脱却の成果を固定化し、発展させ、農村振興と有機的に結びつけることについては、４つの項目で構成されている。

第３項は、これまでの成果をうまく橋渡しするための移行期間を設けることである。25年までの５年間を、貧困脱却の成果を固定化するための期間と位置づけ、貧困への後戻りを防止する政策を打ち出していくこと、特に農村振興の支援により、それを推し進めていくことを掲げている。

第４項は、貧困脱却の成果を固定化することである。貧困に後戻りすることを防ぐための方法のひとつとして、移住と移住後の仕事、生活および公共サービス等の総合的支援を行うこととしている。

第５項は、貧困脱却地域における農村振興を一層推進することである。貧困脱却地域において、特色ある農産物の生産および販売を広く展開し、消費拡大を推進する。また、雇用支援や農村社会インフラの整備を行い、農村活性化への支援に力を入れることとしている。

第６項は、農村の低所得者への継続的支援を強化することである。就労可能な者へは、能力の開発および向上により就業を支援し、就労困難な者で、収入が不安定な者に対しては、生活保護等を交えながら特別な支援を行っていくこととしている。

(3)　農業の現代化推進の加速

農業の現代化推進の加速は、７項目からなり、次の農村建設行動への注力と並んで文件の中核を担っている。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

第７項は、食糧と主要農産物の安定供給能力を高めることである。これについては、省から郷鎮までの地方党委員会と地方政府が、食糧の安定供給に関する政治的責任を持ち、省長は食糧の安定供給を、市長は食卓を豊かにする野菜や畜産物の供給を確実に遂行する責務を負っているとしている。向こう５年間、食糧の作付面積を維持し、単収を増大させることとし、品質の改善にも力を入れ、そのための措置をとっていく。コメ、小麦およびトウモロコシについては、生産費の全額補償保険と収入保険の試行地域を拡大し、内容を充実させること等にも取り組むとしている。

第８項は、種子産業の立て直しである。種子は農業の現代化の基礎であり、遺伝資源を保護しながら、長期的に育種を支援し、かつ知的財産権の保護を強化する。種子産業を構成する有力企業を支援して、主要品種の開発と普及の一体的発展を促進することとしている。

第９項は、18億ムー（約1.2億ha）の耕地を維持することである。土地の利用管理を厳格に行い、耕地を耕地として利用するための措置をとり続ける。そのうち、永久基本農地(注4)は、主に食糧生産に、一般耕地は、食糧、野菜、油糧作物、工芸作物等の農産物生産に利用される。永久基本農地では食糧生産以外の作付けを防止するとともに、一般耕地の農業以外の利用を禁止している。

第10項は、現代農業科学技術と装備の支援を強化することである。大・中型のかんがい地区の設備更新などの整備を行い、25年までに貯水池の管理保全を確実なものとする。熱帯農業科学センターの建設、中山間地域向けの農業機械等の研究開発の支援も行うこととしている。

第11項は、現代農村産業体系を構築することである。農村の特色ある資源を活用し、構築されたフードチェーンのなかで、農業および農業関連産業が創出する価値を農民に帰属させていくこと、県域において特色を生かした産業クラスターの展開を行うこととしている。また、公益的な農産物市場を構築し、農村における６次産業化を推進することとしている。

第12項は、環境保全型農業の発展を推進することである。輪作体系の改善、化学肥料および農薬の削減と効果的使用、総合防除、家畜ふん尿の資源化、資材のリサイクル等を図ることとしている。農産物の品質を保つために、有機農産物、地理的表示制度の活用、安全性の高い農産物への認証制度なども展開する。また、乾燥地農業を発展させることも盛り込まれている。

第13項は、現代農業経営体系の構築を促進することである(注5)。現代農業経営体系には、４つの類型があり、家庭農場と農民専業合作社の経営類型を代表に、多様で適度な経営規模を持つ経営体の育成を推進している。また、作業受託等の多様な農業サービスを提供する農業社会化サービス組織を農民が活用できるようにし、農業生産、加工、流通の各段階に影響力を持つ地域有力企業である農業産業化龍頭企業が更なる発展を遂げる支援を行うこととしている。供銷合作

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

社の総合改革を進め、農民の技能等の育成や都市部の人的資源を農村に引き付けて農村振興と現代農業を構築することとしている。(注6)

（注４）永久基本農地とは、主要食糧生産に利用される農地を保全するため、自然資源部（旧国土資源部）が認定した重要な農地である。認定されたこの種類の農地については、いかなる状況においても用途を変更してはならないとしている。なお、14年から認定は始まり、17年にはほぼ完了し、15.5億ムーの農地が永久基本農地に認定されている。

（注５）現代農業経営体系については、徐（2013）、池上（2017）、杜（2021）を参照。なお、池上（2017）の「新型農業経営体系」は当時の言い回しであり、現代農業経営体系と同じである。

（注６）供銷合作社の総合改革に関する論稿として、陳ほか（2017）がある。

（4）　農村建設行動への注力

農村建設行動への注力は８項目からなり、項目数が最も多い。第14項は、農村整備を加速させることである。環境保全、農地の利用規制などを十分に考慮した国土空間計画に基づき、村落の特徴を生かしながら住宅や公共施設を整備するとしている。21年には村落の位置づけや分類を明確にしたうえで県レベルの国土空間計画を完成させるほか、３年をかけて老朽化した農村住宅を解体し、新たな農村住宅を建設するなど質的な向上を目指すことが盛り込まれている。

第15項は、農村のインフラ整備を強化することである。地方政府の債券発行等を通じて道路の整備を行っていくこと、飲用水の供給を保障するための小型ダム建設等により、25年までに農村部の水道普及率を88％にすること、電力網の整備強化、ガス供給拠点づくり、公民館や体育館の施設整備などを行っていくこととしている。さらに、都市部と同様に光ファイバー網、第５世代移動通信システム（５Ｇ）、モノのインターネット（IoT）などの情報インフラ整備を行い、デジタル農村建設を実施することも挙げられている。

第16項は、５年の間に農村の居住環境を改善することである。美しい村落を目指すため、引き続き農村トイレ革命(注7)を推進すること、リサイクルを想定した有機廃棄物の総合処理施設の建設、ごみ回収・輸送の体制整備を行ったうえで生活・産業ごみの分類や処理を行うこととしている。

第17項は、基本的な公共サービスの質を向上させることである。県・郷鎮・村が一体となって教育の質を向上させること、職業技術養成学校（専門学校）の整備強化で農民の就業・創業ニーズを満たすこと、県病院整備の強化、郷鎮診療所の整備に加えて農村部における医師のレベルアップを促すこと、都市・農村住民の基本医療保険制度を統一すること、村にデイサービスセンターや老人ホームなどの施設をつくることなどが含まれている。

第18項は、農村消費を全面的に拡大することである。そのため、電子商取引（EC）を農村に広めると同時に農産物を都市部に速やかに配送することができるよう、県・郷鎮・村の３段階における物流網を構築し、農産物保冷施設、輸送センター、低温物流拠点などを建設すること、オンラインとオフラインを融合したサービス拠点づくりを行うこととしている。農村住民の消費拡大

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

の一方で、都市住民に農村を訪問させ、そこでの消費を促すことも盛り込まれている。

第19項は、県域における都市・農村間の融合的な発展を加速させることである。そのため、域内の産業振興、永久基本農地の整備、環境保護、都市開発などの空間的デザインや計画を行うなど、県の総合的な機能の発揮を強化することとしている。また、重要な産業の育成や都市的地域の建設などで県域経済を拡大させ、出稼ぎをしていた農民工の県での就業・定住促進に取り組もうとしている。さらに、郷鎮では農民が抱える様々な問題に対処しながら農民を支援するサービスセンターの整備を行うことも盛り込まれている。

第20項は、農業・農村の優先的発展を実現させるための「投入保障策」を強化することである。具体的には、財政面においては、一般公共予算では農業・農村への優先的支出を保障すると同時に、中央予算内の投資関連予算を更に農業・農村に傾斜すること、土地使用権譲渡収入を農業・農村向けに用いる比率を高めるための方法を策定し、それに基づき実施すること、地方政府による農業用施設の建設や農村建設行動のための資金調達方法として、一般債券と特別債券（専項債券）の発行を可能にすることとしている。

金融面では、三農向け金融サービスの充実化に向けた農村金融改革を進めるため、預金準備率の最優遇措置、再貸付や再割引の実施を通じて県域にある金融機関への支援策を拡充すること、金融機関のうち銀行による農村振興のための内部機構の設置を奨励すること、農民専業合作社が行う組合員向けの信用事業試行を引き続き行うこと、３年をかけて現代農業経営主体の信用データを蓄積すること、農村部における電子金融取引の浸透、農家向けのマイクロクレジットの実施、農業・農村インフラ整備向けの中長期的融資の強化、農業信用保証規模の拡大、農業保険と先物取引の利用拡大などに取り組むこととしている。

第21項は、農村改革を深く掘り下げて推進することである。農村の内発的な発展を十分に促進するため、農村財産権制度の整備・改善を行っていく必要がある。そのため、土地経営権流通を促進するための体制強化、農村住宅地における所有権、資格権、使用権の、いわゆる三権分置の有効な形式を模索すること、21年には新しい農村集団経済を発展・拡大させるために農村集団財産権制度の見直しを基本的に完了すること、農村財産権流通取引を推進するため、インターネットプラットフォームの構築などによる総合的なサービスを提供していくこととしている。

（注７） 農村トイレ革命とは、トイレの改善を人々が暮らす環境そのものの問題として位置づけ、都市部に比べ整備が不十分な農村においてそれを行う取組みである。

（5） 共産党による「三農」工作の全面領導の強化

共産党による「三農」工作の全面領導の強化は、５項目で構成されている。第22項は、「５級書記」体制による農村振興を推

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

進することである。５級とは、省・市・県・郷鎮・村の５つの段階を指す。「中国共産党農村工作条例」に基づき、党委員会・書記（行政区画のトップ）は政府のリーダーや幹部との意思疎通を定期的に行い、農村振興関連の政策や進捗状況を定期的に検討するが、このうち県の党委員会・書記は農村振興への取組みを主な活動とする。また、県・郷鎮・村の書記を対象に農村振興の全面的な実施や意義に関する勉強会を定期的に開催するほか、書記は農村振興のための人材育成、優秀な村幹部の育成に注力することなどが挙げられている。

第23項は、党委員会農村工作領導グループと工作機構整備を強化することである。各地の指導および統率を行う領導グループは、自身の政策決定、協調、指導、実施、検査といった職能を十分に発揮するため、庶務あるいは官房的機能を持つ弁公室の機構設置や人員配置を強化するほか、党委員会と政府のリーダーや幹部で構成される農村振興の工作機構を設立するなどとしている。

第24項は、党の農村組織の整備と党による農村統治を強化することである。そのため、郷鎮における党の組織の整備、村の村民委員会と党委員会についても職能を一層発揮すること、同時に村事務をモニタリングするための監督委員会も強化し、農民利益を侵害する行為を取り締まること、農村住民を構成員とするトラブルや紛争調整・解消チームの体制の整備を強化することなどが挙げられている。

第25項は、新時代における農村精神文明の形成を推進することである。そのため、情報発信や宣伝を行う県レベルの拠点である「メディアセンター」を十分に活用し、党の活動成果をしっかりと発信すること、優れた農村文化や伝統を守る一方、違法な宗教活動を利用して農村公共事務に干渉する行為を取り締まることも盛り込まれている。

第26項は、農村振興にかかる実施過程・実績考課関連の制度を健全化することである。省の党委員会と政府は、党中央および国務院に農村振興の進捗状況を毎年報告するほか、市・県の党委員会と政府の幹部が行った農村振興の実績を考課し、優れた業績を収めたものを昇進させる。その一方で、職能を十分に果たせなかったリーダーや幹部を対象に、上級党委員会などとの継続的な面談を実施し、一丸となって農村振興を進めていくこととしている。

3　2021年中央一号文件の特徴

ここでは前節で概要を示した26項目から確認できる21年文件の特徴を５つほど提示しておきたい。この５つは、いずれも21年文件の主要テーマである農村振興と関係する特徴であり、農村振興を本格的に推し進めようとする意向がみてとれる。

特徴の第１は、中国をめぐる最近の内外情勢が顕著に反映され、国の総合安全保障を視野に入れている点である。90年代に行われた国有企業改革に伴い実施されたレイ

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

オフ（一時解雇）や、08年の金融危機によって生じた失業に対して、当局は大型公共工事などを通じた対応を行ってきた。しかし、20年の新型コロナ禍では、内部環境にこれまでとは異なる状況が生まれ、３千万人余りにも及ぶ出稼ぎ労働者である農民工が、農村に戻り、そこにとどまることを余儀なくされた。(注8) 加えて、18年から始まっている米中貿易摩擦等、中国をめぐる外部環境も変化している。

このような状況を踏まえ、当局は食糧と主要農産物の安定供給の確保、農業の持続的な発展、農村の振興をこれまで以上に重視するようになったと考えられる。特に農村振興については、20年に内需拡大を伴った国内経済循環だけでなく、国外との双方向の循環を促進し、国内外の需要の維持と拡大を目指す「双循環戦略」を打ち出した。この新たな経済発展のための政策方針に合わせ、21年文件では、第18項に農村消費の拡大を打ち出しているほか、第19項では、都市・農村間の融合的な発展を加速させることとし、国内における都市と農村の経済循環の促進を目指した。第11項では、農業と農業関連産業が価値を創出し、結果として雇用創出等を伴った農村の振興が想定されている。

第２は、責任の明確化である。党および国を挙げて農村振興を全面的に推進するにあたり、第22項では、「５級書記」体制下において農村振興を推進するため、省・市・県・郷鎮・村の書記の役割を明確化し、初めて県の党委員会・書記の主な職務が農村振興であると明確に決められたことは特筆に値する。

また、第７項の国としての農産物の安定供給については、党と政府が同じ責任を負うという党政同責が初めて盛り込まれている。省から郷鎮までの地方党委員会と地方政府は、食糧の安定供給に関する政治的責任を持ち、省長は食糧の安定供給を、市長は食卓を豊かにする野菜や畜産物の供給を確実に遂行する責務を負っている。(注9)

第３は、人材育成である。農村振興は、それに取り組む多様な人材を必要とするため、その育成が重視されている。21年文件の第22項では、党書記が農村振興のための人材や優秀な村幹部の育成に注力することを挙げている。(注10) また、第26項では、農村振興を進め、その実績を考課する方法を策定することとしている。

第４は、財源である。第20項に掲げられている一般公共予算では農業・農村への優先的支出を保障するほか、20年９月に公布された「農村振興を優先的に支援するため、土地譲渡収入の使用範囲に係る調整・改善に関する意見」では、21年から農業・農村への投資に用いる国有土地使用権譲渡収入の割合を徐々に高め、現在の６％前後から25年には50％以上にするという目標を掲げている。ちなみに、地方政府財政収入に占める同収入の割合を確認すると、近年その割合は上昇傾向をたどっており、20年には46％に達している。

第５は、県の重要性が高まっていることである。県という用語は、21年文件の各所

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

に出現しており、農村振興の主たる舞台として想定されている。第11項に盛り込まれたように、農業という産業により生み出された付加価値の大半を県域にとどめ、郷鎮や村を含む県域の均衡ある経済発展が目指されている。そこでは、農民が農業生産だけでなく、流通や加工など農業関連産業からの利益も享受することが必要であるとしている。この実現へ向けては、農業関連の多様な事業を行う供銷合作社の各機能を高めること等のとりうる様々な手段を講じることが必要となる。

（注８） 詳細については、吳ほか（2021）22頁を参照。

（注９） 農業農村部長の唐は、食糧安定供給を確保するための重点取組事項として４つを挙げている（唐（2021））。その第１が、党政同責の実行と省長責任制の改善を通じて作付面積を維持することである。ちなみに残りの３つは、①コメ・小麦の最低買付価格の維持・改善、トウモロコシ・大豆の生産者への補助政策の改善、食糧生産量の多い省や県を対象とした奨励策の増強などを通じて政策支援を強化すること、②種子と耕地という生産の要となる資源を保持・改善し、１億ムーの高い生産力を持つ農地の整備や質の高い品種の普及を行うこと、③かんばつ、洪水、低温、凍霜害および台風などの自然災害による影響の低減および防止策を実施することである。

（注10） 参考として、中国には駐村第一書記という制度がある。これは、若手公務員等が教育研修の一環として農村に派遣され、農村の支援をしながら、農村を理解する制度で、12年に開始されている。

おわりに

現在の中国の状況は、従来の食糧増産と農業従事者の増収といった農業と農民の問題への対処に加え、中国経済の健全な発展と国民全体の利益につながる食糧および重要な農産物の安定供給、それらの基盤となる農業および農村の現代化を推し進めることで、総合的に三農問題に対処しようとしている段階にある。なかでも、農業振興を含めた「農村振興」戦略を掲げ、それを強力に推進しているところであり、21年文件ではそれを全面的に実施することとしている。

その農村振興は、17年10月の中国共産党第19回全国代表大会における習近平総書記の講話のなかで「農村振興」戦略として打ち出された。農民・農業・農村の三農問題は、国民経済や国民の福祉にかかる根本的な問題であり、この問題を解消するため、党の最重要活動として農村振興戦略を実施する必要性が論じられた。

17年12月の中央農村工作会議では、農村振興戦略の政策目標として、20年までに農村の振興がみられ、関連制度の枠組みや政策体系が基本的に形成されること、35年までに十分な成果を挙げ、相当程度の農業および農村の現代化を実現すること、50年までに農村の振興が実現し、水準と効率性の高い農業、住みやすくより良い仕事のある農村、農民が豊かで満ち足りること、を成し遂げることを明確にした。

これを踏まえ、18年文件は「農村振興戦略の実施に関する意見」となった。その後は、18年９月に中共中央・国務院は「郷村振興戦略計画（18～22年）」を公布し、さらに19年８月に「中国共産党農村工作条例」が公布・施行された。

20年12月の中央農村工作会議では、新発

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

展段階における三農への取組内容として、党および国を挙げて農村振興を推し進め、農業および農村の現代化を図り、水準と効率性の高い農業、住みやすくより良い仕事のある農村、農民が豊かで満ち足りることを促進することを再確認している。

このような流れを受けて、21年文件は全面的に農村振興を推進し、農業および農村の現代化を加速させることが主要テーマとなった。21年２月には、貧困脱却における成果を収め、農村振興を全面的に実施するための象徴的な出来事として、「国務院扶貧開発領導小組」が「国家郷村振興局」に改編された。21年４月には、全人代で「中華人民共和国郷村振興促進法」を審議し、同法は可決され、６月１日に施行された。

こうしたなか、各中央省庁も本格的に農村振興へ向けて動き出している。最近の一例を紹介すると、21年６月30日、中国人民銀行、銀保監会、証監会、財政部、農業農村部、国家郷村振興局が共同で「金融による貧困脱却の成果の固定化と発展、および農村振興の全面推進の支援に関する意見」（銀発〔2021〕171号）を公布した。このなかで、指定された食糧生産や種子産業などの８つの重点領域における融資強化を行うほか、農村振興向けに多種多様な金融商品を開発するなど、21年文件の第20項の施策に則した対応が行われている。

このように、農村振興関連制度の仕組みや基本の政策体系が既に形成されており、21年文件の表題のとおり、農村振興は全面的に推進および実施される段階に突入していると言えよう。中国における農村振興は長期的視点に立って実施されており、今後も動向が注目される。

＜参考文献＞

- 李周ほか（2021）「加快推进农业农村现代化：“三农”专家深度解读中共中央一号文件精神」『中国农村经济』第４期、２～20頁
- 唐仁健（2021）「2021年中央一号文件解读」『山东农机化』第２期、10～11頁
- 吴宏耀ほか（2021）「2021中央一号文件专刊：权威解读・专家纵谈」『农村工作通讯』第５期、22～48頁
- 中华人民共和国农业农村部（2021）聚焦2021中央一号文件・一号文件回顾 http://www.moa.gov.cn/ztzl/jj2021zyyhwj/
- 池上彰英（2017）「新型農業経営体系の構築」田島俊雄・池上彰英編『WTO体制下の中国農業・農村問題』東京大学出版会
- 下渡敏治（2009）「中国2004年一号文件以降の中国農業」『平成20年度海外農業情報調査分析事業アジア地域報告書』（農林水産省輸出・国際局）１～16頁
- 徐小青（2013）「中国の農業経営体制の新たな変化」『農林金融』２月号、22～36頁
- 陳暁楠ほか（2017）「中国供銷合作社の総合改革に関する考察」『農林金融』４月号、37～53頁
- 杜志雄（2021）「中国における現代農業経営体系の構築」『農林金融』７月号、38～39頁

執筆分担

＜はじめに、第１節、第２節第４～５項、おわりに＞

王　雷軒（オウ　ライケン）

＜第２節第１～３項、第３節＞

若林剛志（わかばやし　たかし）

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/